(傍線部分は改正部分)

ない。	たい。
算定せず、 <u>注13</u> に掲げる単位数を算定する場合は算定し	算定せず、 <u>注14</u> に掲げる単位数を算定する場合は算定し
定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は	定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は
を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算	を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算
保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日	保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日
れる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人	れる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人
老人保健施設において、入所者であって、退所が見込ま	老人保健施設において、入所者であって、退所が見込ま
に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護	に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護
14 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事	15 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事
8~13 (略)	$9\sim14$ (略)
	として、1日につき26単位を所定単位数から控除する。
	に該当する介護老人保健施設については、室料相当額控除
	ービス費(前)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準
	ス費(ii)並びに介護保健施設サービス費(II)の介護保健施設サ
	ス費(i)、介護保健施設サービス費(1)の介護保健施設サービ
	及び(in)、介護保健施設サービス費(II)の介護保健施設サービ
(新設)	<u>8</u> 介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(iii)
注1~7 (略)	注1~7 (略)
ノ・ロ (器)	イ・ロ (昂)
2 介護保健施設サービス	2 介護保健施設サービス
1 (略)	1 (略)
指定施設サービス等介護給付費単位数表	指定施設サービス等介護給付費単位数表
別表	別表
改正前	
(傍縞部分は改正部分)	

 $16 \sim 21$

22 イ(4)又は口(4)を算定している介護老人保健施設について まで、ヨ、レ及びナからノまでは算定しない。 は、<u>注10</u>、<u>注11</u>及び<u>注21</u>並びにニからトまで、ヌからヲ

ハーケ (器)

(器)

ω

~~~ (器) 介護医療院サービス

注1~8 (器)

るる。 当額控除として、 定める施設基準に該当する介護医療院については、室料相 別介護医療院サービス費[ji]について、別に厚生労働大臣が サービス費(三)及びⅡ型特別介護医療院サービス費のⅡ型特 費(i)、 1型介護医療院サービス費(1)の1型介護医療院サー ビス費(i)、 I 型介護医療院サービス費(ii)の I 型介護医療院 I型介護医療院サービス費(I)のI型介護医療院サービス 1日につき26単位を所定単位数から控除

 $10\sim12$ (器)

13 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅におい する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代え 場合は算定しない。 に係る初日及び最終日は算定せず、<u>注12</u>を算定している て1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所 て試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供

 $14 \sim 16$ 

ト~ソ

(器)

 $15 \sim 20$ 

**21** イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設について は、<u>注9</u>、<u>注10</u>及び<u>注20</u>並びにニからトまで、ヌからヲ まで、ヨ、レ及びナからノまでは算定しない。

(器)

ω (器)

介護医療院サービス

人~~ (器)

注1~8 (器)

(新設)

(器)

 $\frac{9 \sim 11}{12}$  入所 する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代え て試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供 場合は算定しない。 に係る初日及び最終日は算定せず、<u>注11</u>を算定している て1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅におい

 $13 \sim 15$ (器)

ト~ソ (器)